

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 5 22	(略)	(略)	1 5 22	(略)	(略)
23	一 (略)	(略)	23	一 (略)	(略)
	二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 1 (略) 2 施行令第一百五十五条の二第一項第四号、第三百三十一条の二第二項及び第三項、 <u>第三百三十七條の十二第六項及び第七項</u> 並びに第三百三十七條の十六第二号の規定による認定 3 (略)	各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）		二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 1 (略) 2 施行令第一百五十五条の二第一項第四号、第三百三十一条の二第二項及び第三項並びに第三百三十七條の十六第二号の規定による認定 3 (略)	各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）
24 ・ 25	(略)	(略)	24 ・ 25	(略)	(略)
26	一 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（以下、略）	(略)	26	一 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（以下、略）	(略)

新			旧		
	二～四 (略)	(略)		二～四 (略)	(略)
	五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第二条第三項第二号の児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係るものに限る。) 1 法第六十九条の規定による届出の受理 2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査 3 法第七十二条の規定による制限及び命令	戸田市、 <u>志木市</u> 、久喜市、蓮田市、吉川市		五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第二条第三項第二号の児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係るものに限る。) 1 法第六十九条の規定による届出の受理 2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査 3 法第七十二条の規定による制限及び命令	戸田市、久喜市、蓮田市、吉川市
27 ～ 99	(略)	(略)	27 ～ 99	(略)	(略)
100	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第九条第一項の規定による勧告(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに限る。) 2 法第九条第二項の規定による命令(1の勧告に係るものに限る。) 3 法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに限る。)	<u>行田市</u> 、 <u>加須市</u> 、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市、坂戸市、白岡市、吉見町、鳩山町、美里町、神川町、上里町	100	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第九条第一項の規定による勧告(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに限る。) 2 法第九条第二項の規定による命令(1の勧告に係るものに限る。) 3 法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに限る。)	<u>加須市</u> 、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市、坂戸市、白岡市、吉見町、鳩山町、美里町、神川町、上里町
101	(略)	(略)	101	(略)	(略)

新			旧		
102	<p>一 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 <u>法第十八条第一項の規定による認可(同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)</u></p> <p>2 <u>法第十八条第七項の規定による通知及び公告(1の認可に係るものに限る。)</u></p>	<p><u>行田市、羽生市、入間市、越生町、川島町、寄居町</u></p>			
	<p>二 <u>法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>1 <u>法第十八条第一項の規定による認可(同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタールを超える土地又は同号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)</u></p> <p>2 <u>法第十八条第七項の規定による通知及び公告(1の認可に係るものに限る。)</u></p>	<p><u>さいたま市、川口市</u></p>			
103 ↳ 105	(略)	(略)			
106	<p>一 埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、(以下略)</p>	(略)			
	二～三 (略)	(略)			
	<p>四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、<u>第五十六条の七第四項第三号</u>、第五十六</p>	<p>秩父市、飯能市、深谷市</p>			
102 ↳ 104					
105	<p>一 埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、(以下略)</p>	(略)			
	二～三 (略)	(略)			
	<p>四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十</p>	<p>秩父市、飯能市、深谷市</p>			

新			旧		
	<p>条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定（市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）の確認の対象となる建築物に係るものに限る。）</p>			<p>六条の十二の規定による認定（市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）の確認の対象となる建築物に係るものに限る。）</p>	
	<p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号、<u>第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項</u>の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、<u>第五十六条の七第四項第三号</u>、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 (略)</p>	<p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>		<p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号<u>及び第五十六条の七第六項</u>の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 (略)</p>	<p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>
	(略)	(略)		(略)	(略)
<u>107</u>				<u>106</u>	
↳				↳	
<u>117</u>				<u>116</u>	